

「学習障害のある児童生徒への合理的配慮の提供」

県総合教育センター特別支援教育部

1 はじめに

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、合理的配慮を提供することが義務化された。合理的配慮とは、一人一人の児童生徒等の状態に応じて、個別に提供されるものであるが、国・都道府県・市町村ごとに行う基礎的環境整備の状況により、その質や量は異なる。

2 学習障害について

LD（学習障害）とは

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害はその原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない（下線筆者）。

「学習障害児に対する指導について（報告）」平成11年文部科学省

読み書きの困難さがある場合、普段の会話は学年相応（あるいはそれ以上）なのに読むことができない、ノートをとることやテストが極端にできないという状態を示すことがあり、児童生徒によっては得意な教科と苦手な教科の差が大きい状態も見られる。

3 合理的配慮の事例

(1) 困っていること

- 鏡文字や似ている文字の間違いがある。
- 漢字の細かい部分で書き間違いがあったり思い出せなかったりする。
- 漢字練習の宿題をやらなくなってきた。

(2) 要因として考えられること

- 形を正確に捉えることが難しいため。
- 形を正確に記憶することが難しいため。
- 目と手を協応させることが難しく、不器用さがあるため。

(3) 支援の例

①文字の形や構成を捉えることができるようにする。

ア 書き方の注意するポイントを声に出しながら、なぞって覚える。

イ パーツに分けて言語化して覚える。

ウ 部首やパーツの構成を捉えたり、細部に注目したりできるようにする。

②意味付けや補助の手段の活用で、記憶したり思い出したりする手助けをする。

ア 「部首の意味」や「成り立ち」を扱ったり、「絵で意味付け」したりして、文字を記憶させる。

イ 50音表や電子辞書などを手元において調べさせる。

③使いやすい道具等を用意したり、書く量や時間を調節したりする。

ア 使いやすい鉛筆（例えば三角鉛筆）や消しゴム、書きやすいマス目や罫線、タブレット端末などを用意する。

イ 書く量を減らす、書く時間の確保をする。

4 おわりに

校内で提供される合理的配慮の例が文部科学省や国立特別支援教育総合研究所のWebページの「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」に示されている。また、千葉県教育委員会Webページには、「合理的配慮事例集」が掲載されている。

子供たちの十分な学びが保障されるよう、合理的配慮の提供による学校教育の更なる充実に、本稿が生かされることを願っている。